

監事意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の定めに基づく、独立行政法人電子航法研究所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19年度における財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

理事会等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、また財務諸表及び決算報告書について関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを行った。

II 監査の結果

1. 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当研究所の財務状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
なお、重要な会計方針「8. 会計方針の変更」に記載されている通り、当該事業年度より独立行政法人会計基準第87の改定に伴い、引当外賞与見積額を行政サービス実施コスト計算書に計上、また、同様に減価償却制度の改正に伴い、耐用年数経過時に備忘価格1円までの償却を採用している。これらについては、正当な変更であると認める。
2. 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
3. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
4. 事業報告書は、事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。

平成20年6月27日

独立行政法人電子航法研究所

監事 最 賀 正 明



監事 鈴 木 清

